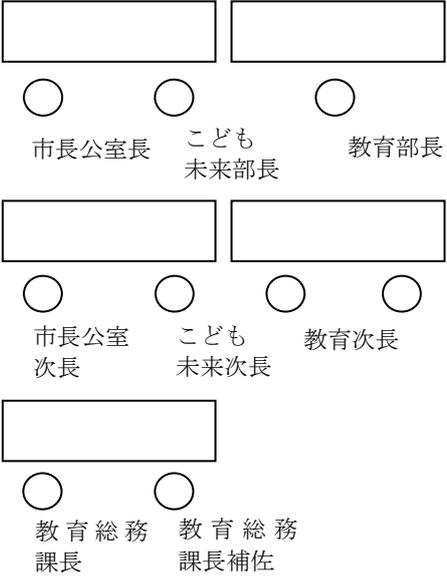
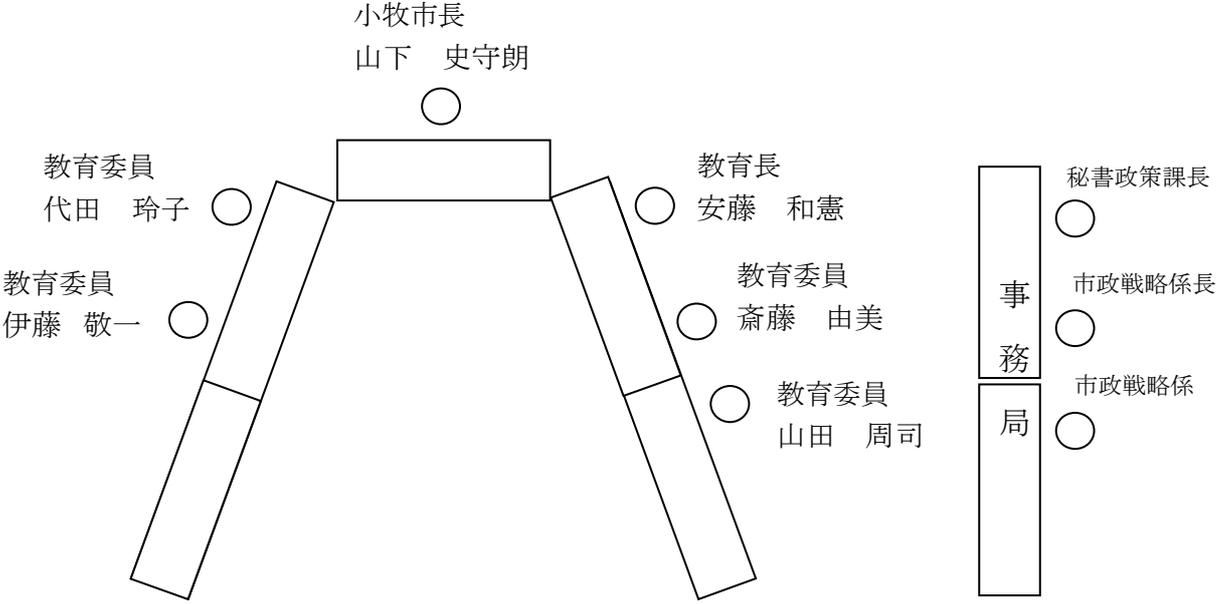


構 成 員 名 簿

小牧市長	山下 史守朗
小牧市教育委員会教育長	安藤 和憲
小牧市教育委員会教育委員	代田 玲子
小牧市教育委員会教育委員	斎藤 由美
小牧市教育委員会教育委員	伊藤 敬一
小牧市教育委員会教育委員	山田 周司

座席表



教育大綱とは

1 大綱の定義

- ☞ 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもの。
- ☞ 教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌し、地域の実情に応じた内容とする。
- ☞ 総合教育会議で首長と教育委員会が協議・調整を尽くし、首長が策定する。

◎ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（大綱の策定等）

- 第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

※教育基本法第十七条・・・教育振興基本計画
 ※第二十一条・・・教育委員会の職務権限

2 大綱の対象期間

- ☞ 大綱の期間について、法律等の定めはない。

（国では、地方公共団体の長の任期や、国の教育振興基本計画の期間から、4～5年程度を想定）

3 大綱の記載事項

- ☞ 各地方公共団体の判断に委ねられている。

（国では、学校の耐震化、統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実等、予算や条例等の地方公共団体の長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針を想定）

4 教育大綱と教育振興基本計画との関係

- ☞ 地方公共団体において、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置づけることができる。
- ☞ 首長が総合教育会議において、教育委員会と協議・調整し、教育振興基本計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はない。
- ☞ 首長が変わるなどして、新たな教育大綱が定められた場合、その内容が既存の教育振興基本計画と大きく異なる場合、新たな大綱の内容に即して当該教育振興基本計画を変更することが望ましい。

◎ 第186回国会 文部科学委員会 第16号(平成26年5月9日) (抜粋)

○宮内委員

(前略)

そこで教育振興基本計画でございますけれども、教育振興計画は長期的な展望に立ってそれぞれの市町村において策定されるわけでありまして、一旦でき上がりました教育振興基本計画に対しまして、その後、新しい首長さんが選ばれた、その新しい首長さんが、その首長の意見を反映する形で総合教育会議で方向性の異なる大綱を出したという場合、ここで現場の中に教育の一貫性とか整合性を失ってしまうのではないかとというような懸念がありますけれども、これらの問題についてはどのように対処するというふうにお考えなのか、もう1回整理した形のご説明をお願いしたいと思います。

○下村国務大臣

新たな首長が就任をし、新たな大綱を定めた場合、その内容が既存の教育振興基本計画と大きく異なる場合に、新たな大綱の内容が優先するということとなりますが、新たな大綱に即して当該教育振興基本計画を変更することが望ましいと思えます。

これは、一貫性といっても、やはり首長がかわったわけですから、当然首長の意向に沿って大綱がつくられるわけでありまして、当然、その大綱と旧来の教育振興基本計画が異なっているというのは、首長が誰になるかによってはあり得る話だと思いますので、それは新たな体制のもとで新たな振興基本計画もつくり直すということが望ましい方向性であるというふうに思います。

小牧市教育大綱の策定にかかる基本方針

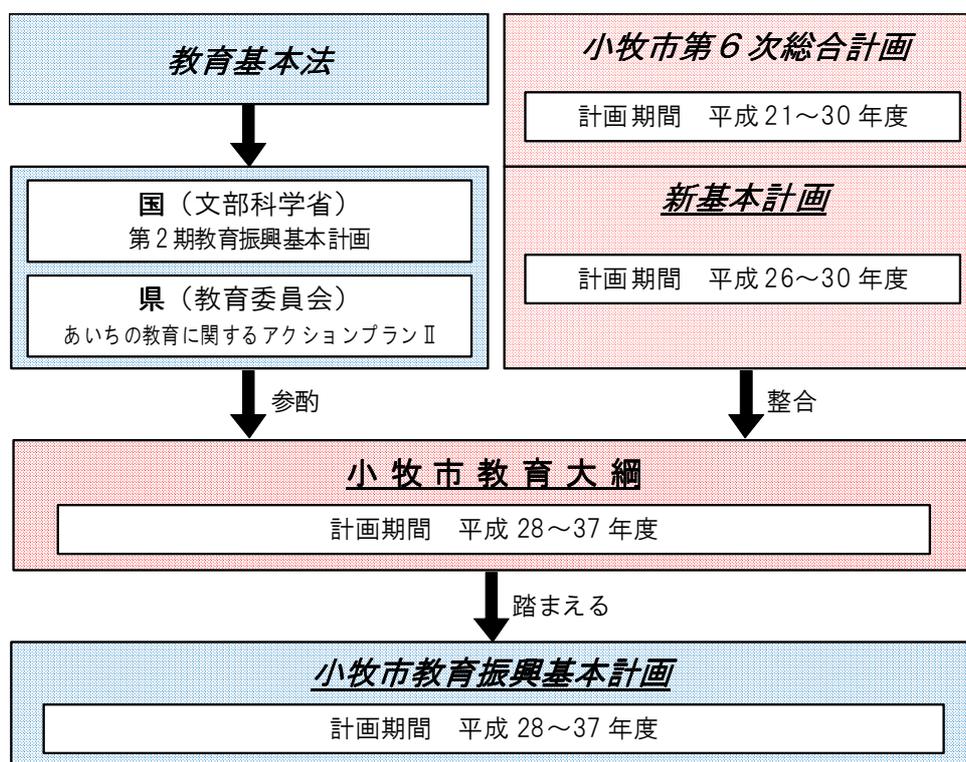
(1) 教育大綱策定の趣旨

- ④ 平成27年4月1日に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3第1項に基づく計画である。
- ④ 小牧市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものとする。

(2) 教育大綱の位置づけ

- ④ 小牧市教育大綱は、国の「第2期教育振興基本計画」と、愛知県の「あいちの教育に関するアクションプランⅡ」の内容を参酌するとともに、市の最上位計画である「第6次小牧市総合計画新基本計画」との整合を図る。
- ④ 本市の教育分野における最上位の計画である。

<イメージ図>



(3) 計画期間

- ④ 計画期間は、平成28年度から平成37年度までとする。
- ④ ただし、市長や市の最上位計画である総合計画に変更があった場合は、必要に応じて見直しをかけることとする。

(4) 策定体制

総合教育会議

委員：市長、教育長、教育委員
 関係部署：市長公室、こども未来部、教育部
 事務局：秘書政策課
 所掌：教育大綱素案に関する協議・調整

市政戦略本部

委員：本部長、副本部長、市長公室長、こども未来部長、教育部長
 アドバイザー：教育長
 事務局：秘書政策課、こども政策課、教育総務課
 所掌：教育大綱素案の作成、修正

(5) 市民参加

教育・生涯学習等に関する保護者アンケート（教育総務課で実施）

小牧市の教育や生涯学習、文化・スポーツ活動等に対する意識や実態等を把握し、教育大綱の基礎資料とすることを目的として、教育振興基本計画のアンケートに併せ、児童生徒の保護者を対象にアンケート調査を実施する。

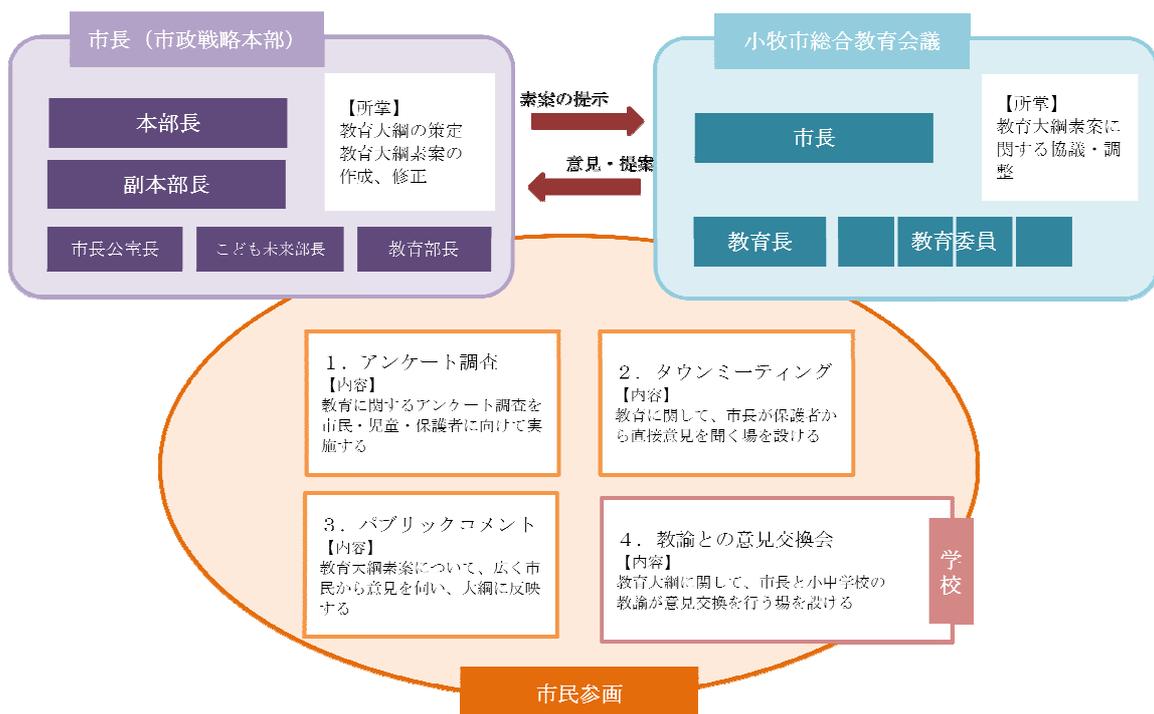
意見交換会及びタウンミーティングの実施について

市と地域が一体となって実効性のある大綱づくりを行うために、アンケートでは汲み取れない保護者や小中学校教諭の意見を市長が直接聞く機会とする。

パブリックコメント

大綱案に対する意見を募集

<イメージ図>



(6) スケジュール

	H28.4	H28.5	H28.6	H28.7	H28.8	H28.9	H28.10	H28.11	H28.12	H29.1	
庁内体制	教育大綱策定										
		5/24	総合教育会議の開催(3回程度)								
市民参加	市民や保護者、関係者からの意見聴取 (意見交換会、タウンミーティング等)								パブリック コメント		

計画策定に関する市民参加について

1. 小牧市教育大綱に関するアンケート調査

【アンケート対象】

- ・小牧市民（20歳以上） 2,000人（無作為抽出）
- ・小学5年生と中学2年生の児童生徒 約850人（全学校1クラス）
- ・小学5年生と中学2年生の児童生徒を持つ保護者 約850人（全学校1クラス）

【アンケート期間】

平成28年2月22日～平成28年3月7日まで

【アンケート結果】

参考資料1のとおり

2. 意見交換会およびタウンミーティングの実施について

(1) 教育に関する市長と教諭との意見交換会

【内容】

先生方が学校現場において感じる小牧市の学校教育の「強み・特徴」と、全国的な学校教育の「課題・改善点」について、グループごとに議論していただき、その結果に対して市長と意見交換を行う。

【対象者】

市内小中学校の教諭 27名

【主な意見】

強み・特徴	課題・改善点
<ul style="list-style-type: none"> ・全校的な学び合う学びの推進 ・デジタル教材などICT機器の充実 ・外国語教育の充実（ALTやボランティアの存在） ・小牧山城やしのおかの桃などの地域資産を活用した学習 ・こどもたちの関係が良好（相談員の配置やグループワークの効果） 	<ul style="list-style-type: none"> ・学力の向上（目に見える“点数”と見えない“生きる力”の評価） ・増加する外国人児童生徒への指導 ・発達障がいなど、配慮が必要な児童生徒への対応 ・部活動などによる教員の負担増 ・少人数指導の拡大

(2)小牧の教育を考えるタウンミーティング

【内 容】

小中学生のお子さんを持つ保護者の方々に「将来、自分のこどもにどんな大人になって欲しいか」を考えていただき、そのために家庭、地域、学校、行政にどんなことができるかを議論する。

【対象者】

市内小中学校に通う児童生徒を持つ保護者 23名

【主な意見】

グループごとの発表概要については参考資料のとおり